

2025（令和7）年度 日本学生支援機構 大学院修士課程及び専門職学位課程 特に優れた業績による返還免除内定候補者の募集について

本制度の概要

本制度は修士課程及び専門職学位課程に進学する人を対象に、日本学生支援機構第一種奨学金貸与終了時に申請する特に優れた業績による返還免除の内定者として決定する制度です。優秀な低所得世帯の大学学部生等に対して、大学院修士課程及び専門職学位課程での修学に係る経済的不安を早期に解消し、進学へのインセンティブを高めることを目的としております。

返還免除とは

特に優れた業績による返還免除とは、大学院（修士課程・専門職学位課程・博士課程）において第一種奨学金の貸与を受けた学生で貸与期間中に特に優れた業績を挙げたと認められる場合に、貸与期間終了時においてその奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度です。

詳細は日本学生支援機構 WEB サイトでご確認ください。

特に優れた業績による返還免除の概要

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/seidogaiyo/index.html>

対象研究科について

「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」

「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」共に全研究科対象となります。

博士前期課程・修士課程	全研究科
専門職学位課程	法科大学院

申請について

1. 申請対象者

以下の①～④のすべてを満たす者

①令和7年度に本学修士課程及び専門職学位課程へ進学予定の者

②大学学部において高等教育の修学支援新制度を利用している者又は住民税非課税世帯の者（生計維持者と本人）

※家計基準に基づく支援区分の見直しにより支援区分が「停止中」の者は対象外

※資産超過で停止となっている者は対象

③特定分野（「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」）への進学を希望していること

④将来上記③に記載の特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができる者と認められる者

2. 審査の流れ

①学内選考委員会で総合評価し、日本学生支援機構に推薦します。

②日本学生支援機構業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で審議のうえ、内定者として認定されます。

3. 申請方法

<申請書類>

以下の書類のデータを Logo フォームにアップロードしてください。 **期限厳守**

データの提出方法については、別紙①をご確認ください。

①申請書（様式1）

②申請者本人と生計維持者（父母がいる場合は父母両方）の市町村発行の令和6年度所得（課税・非課税）証明書※課税標準額/調整控除の額/税額調整額が記載されているもの

<提出期間>

2024年12月2日（月）～2025年1月17日（金）17：00 厳守

<申請手順>

1. 申請書類の提出期限 2025年1月17日（金）17：00 厳守

2. 大学からスカラネット（日本学生支援機構 WEB サイト）の
入力用 ID・パスワードをメールで交付
1月20日（月）までにメールが届かない場合はご連絡ください。

3. 大学が指定する期限までにスカラネット（日本学生支援機構 WEB サイト）の入力

4. 内定者採用結果を 2025年7月頃（予定）に通知

4. 注意事項

◆本内定制度を利用するためには、**大学院の予約採用（10月）あるいは修士課程等進学後の春の在学採用（4月）にて第一種奨学金（または授業料後払い制度）の申し込みをしていただく必要があります。**

また、本内定制度の申請要件と第一種奨学金（授業料後払い制度）の選考基準は異なることから、本内定制度に決定された者であっても、第一種奨学生（授業料後払い制度）に採用されるとは限りません。なお、第一種奨学生（授業料後払い制度）に不採用となった場合は、内定者として決定されていたとしてもその効力を失うこととなります。

◆内定者となっても、貸与終了年度に募集する「**大学院第一種奨学金特に優れた業績による返還免除**」に申請を行う必要があります。この申請がない場合は、返還免除候補者としての推薦ができません。

なお、免除額は以下のとおりとなります。

特に顕著に優れた業績を挙げた者…全額免除／特に優れた業績を挙げた者…半額免除

◆内定者には 年に1回中間評価があり、内定者として相応しい成績を挙げているかどうか確認します（学業成績不振などにより、内定を取り消される場合があります）。

以下の（1）～（3）すべてを満たしているか大学で確認し、機構に報告します。

- （1）第一種奨学生の適格認定の区分の「廃止」、「停止」、「警告」に該当していないこと
- （2）修業年限内に課程を修了する見込みであること
- （3）文部科学省令第36条第1号～第10号で定める各業績について、十分な成果を挙げる見込みがあること

◆今回の返還免除内定候補者に採用されなかった場合も、貸与終了時の「**特に優れた業績による返還免除**」に申請することは可能です。

■申請書類のデータ提出方法

1. 書類のファイル名について

申請書類	ファイル名 *数字は半角
申請書（様式1）	「氏名」＋「申請書」 例：公大太郎申請書.xlsx
申請者本人と生計維持者（父母がいる場合は父母両方）の市町村発行の令和6年度所得（課税・非課税）証明書 ※課税標準額/調整控除の額/税額調整額が記載されているもの	「氏名」＋「所得証明書」 例：公大太郎所得証明書.pdf

2. 提出方法について

- ・フォルダーを作成し、フォルダー名を「氏名」にしてください。
そのフォルダーの中に「申請書（様式1）」と「申請者本人と生計維持者の市町村発行の令和6年度所得（課税・非課税）証明書」を格納してください。
- ・フォルダー上で右クリックし、フォルダーをzip形式に圧縮して、Logoフォームにアップロードしてください。

※データの提出は募集要項を確認し、不備のないようにしてください。



Logo フォーム URL : <https://logoform.jp/form/JvkY/770146>

問い合わせ先

学生課 学生奨学支援室 返還免除担当（中百舌鳥キャンパス）
gr-gks-kikou_p@omu.ac.jp